

表1 市民農園区域として指定できない区域

区 域 の 種 類	根拠条文等	関係法令	担当部局	備 考
1-① 港湾法第2条第4項の臨港地区 1-② 港湾法第37条第1項の港湾隣接地域 1-③ 港湾施設が相当程度集積し、又は集積することが予定されている港湾地区内の埋立地 (上記地区等を以下「臨港地区等」という。)	市民農園整備促進法の運用に関する留意事項について(以下「留意通達」という。)第2の1の(1)	・港湾法	・港湾課	
2-① 自然公園法に基づく国立公園及び国定公園の特別保護地区 2-② 自然公園法に基づく国立公園及び国定公園の第1種特別地域 (上記地区等を以下「特別保護地区等」という。)	留意通達第2の1の(2)	・自然公園法	・自然保護課	千葉県に国立公園はない(改正日現在)。
3 工場立地法第3条第1項に規定する工場立地調査簿に記載された工場適地 (農林水産省と経済産業省との間で協議の調ったものに限る。以下「工場適地」という。)	留意通達第2の1の(3)	・工場立地法	・企業立地課	
4 農村地域工業等導入促進法第5条第3項第1号に規定する工業等導入地区(以下「工業等導入地区」という。)	留意通達第2の1の(4)	・農村地域工業等導入促進法	・農地・農村振興課	
5-① 自然環境保全法に基づく原生自然環境保全地域 5-② 自然環境保全法に基づく自然環境保全地域の特別地区	留意通達第2の1の(5)	・自然環境保全法	・環境省関東地方環境事務所	千葉県に5-①、5-②区域はない(改正日現在)。
6 防衛の用に供される通信施設に係る土地	留意通達第2の1の(6)		・防衛事務所	
7 現に郵便局の用に供されている土地及び郵便局の用に供される予定の土地の区域	留意通達第2の1の(7)		・日本郵便株式会社 関東支社	
8-① 森林法による保安林、保安林予定森林 8-② 森林法による保安施設地区、保安施設地区予定地		・森林法	・森林課	

※ 都市計画法第7条第1項に定める市街化区域内にあつては、市民農園区域を指定する必要がない。すなわち、一定の地域(表3の制限等)を除き、どこでも市民農園の開設につき認定ができる。

表2-1 市町村が市民農園区域として指定しようとする場合の調整事項

調整を要する事項	根拠条文等	関係法令	調整の相手方	備考
1 都市計画法第4条第2項に規定する都市計画区域内において、市民農園区域を指定しようとする場合	市民農園整備促進法の運用について(以下「運用通達」という。)第2の2の(1)	・都市計画法	・市町村都市計画担当部局 ・市町村都市公園担当部局	左記区域内に市民農園区域を指定しようとする場合は、地域地区等の土地利用の計画と調和するとともに、都市施設に係る事業及び市街地開発事業の支障とならないよう調整すること。
2 農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域内において、市民農園区域を指定しようとする場合	運用通達第2の2の(2)	・農業振興地域の整備に関する法律	・市町村農振担当部局	左記区域内の土地等の集团的農用地を利用して市民農園区域を指定する場合は、その集团性を失わせないよう集团的農用地の縁辺部を指定すること。
3 市民農園区域周辺の道路における危険の防止、道路交通に起因する障害の防止、その他交通の安全と円滑化について	留意通達第2の2	・道路交通法等	・所轄警察署	調整の相手方に指定する旨を通知し、相手方から調整の申し入れがあった場合に行う。 市民農園区域の指定に伴い、道路整備計画等がある場合には、別途道路法第95条の2による協議等を行う必要がある。
4-① 市民農園区域周辺の道路の整備状況について(市町村道等(政令市にあつては県道及び指定区間外の一般国道を含む。))の場合) 4-② 市民農園区域周辺の道路の整備状況について(県道及び指定区間外の一般国道等(政令市管理道路を除く。))の場合)	留意通達第2の4	・道路法等	①市町村道路管理担当部局 ②管轄土木事務所	調整の相手方に指定する旨を通知し、相手方から調整の申し入れがあった場合に行う。
5 森林法第5条第1項による地域森林計画対象民有林の区域内(表1の8に掲げる保安林等を除く。) (上記区域内を以下「5条森林等」という。)		・森林法 ・森林の保健機能の増進に関する特別措置法	・市町村林務担当部局	
6 土地改良事業が実施された地域、又は現に実施されている地域、若しくは実施しようとする地域内に市民農園区域を指定しようとする場合		・土地改良法等	・市町村土地改良事業担当部局 ・管轄農業事務所 ・土地改良区	

注1 上図は、市町村が行う原則的な調整事項を示したものであり、必ずしも上記1から6に限定されるものではない。個々の申請内容によりその他の調整事項もあるものと考えられる。

表2-2 知事が市民農園区域の指定に係る協議を受けた場合の調整事項

調整を要する事項	根拠条文等	関係法令	調整の相手方	備考
1-① 県自然環境保全地域の特別地区内において、市民農園区域の指定に係る協議を受けた場合 1-② 自然公園法第2条第1号に規定する自然公園のうち特別地域(表1の2に掲げる特別保護地区等を除く。)において、市民農園区域の指定に係る協議を受けた場合 1-③ 県自然環境保全地域の普通地区、郷土環境保全地域及び緑地環境保全地域並びに自然公園のうち普通地域内において、市民農園区域の指定に係る協議を受けた場合	留意通達第2の3	・千葉県自然環境保全条例 ・自然公園法 ・千葉県立自然公園条例	・自然保護課	
2 市民農園区域周辺の道路の整備状況について(指定区間内の一般国道等の場合)	留意通達第2の4	・道路法等	・当該道路管理者	調整の相手方に指定する旨を通知し、相手方から調整の申し入れがあった場合に行う。
3 表2-1の5に掲げる5条森林等の区域内において、市民農園区域の指定に係る協議を受けた場合		・森林法 ・森林の保健機能の増進に関する特別措置法	・森林課	
4 土地改良事業が実施された地域、又は現に実施されている地域、若しくは実施しようとする地域内において市民農園区域の指定に係る協議を受けた場合		・土地改良法等	・耕地課 ・農地・農村振興課	
5 市街化区域、市街化調整区域に関する都市計画が定められていない都市計画区域のうち、用途地域内において市民農園区域の指定に係る協議を受けた場合		・都市計画法	・都市計画課 ・市街地整備課	
6 農業振興地域の整備に関する法律第6条の農業振興地域内において、市民農園の区域の指定に係る協議を受けた場合、特に同法第8条第2項第1号に規定する農用地区域内において、市民農園の区域の指定に係る協議を受けた場合	運用通達第2の2の(2)及び第3の1の(3)	農業振興地域の整備に関する法律	・農地・農村振興課	

注1 上図は、知事が行う原則的な調整事項を示したものであり、必ずしも上記1から6に限定されるものではない。個々の申請内容によりその他の調整事項もあるものと考えられる。

表3 市街化区域のうち市民農園の開設の認定の対象から除外する区域

区 域 の 種 類	根拠条文等	関係法令	担当部局	備 考
1 都市計画法第11条第5項の規定により施行予定者が定められている都市計画に係る同法第4条第6項に規定する都市計画施設の区域	市民農園整備促進法施行令(以下「政令」という。)第3条第1号	・都市計画法第11条第5項及び第4条第6項	・都市計画課	左記の区域においては、当該施行予定者に対し、都市計画の告示後2年以内に当該都市計画施設の整備に関する事業について事業認可の申請をすることが法律上義務付けられており、認可後、事業が着手されるので、市民農園の認定の対象区域から除く。
2 都市計画法第62条第1項の規定による告示又は新たな事業地(同法第4条第15項に規定する都市計画事業を施行する土地をいう。以下この表において同じ。)の編入に係る同法第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による告示があった同法第4条第6項に規定する都市計画施設(地下に設けられるもの並びに公園及び緑地を除く。)に係る事業地の区域	政令第3条第2号	・都市計画法第62条第1項、第63条第2項及び第4条第6項	・都市計画課 ・公園緑地課	左記の区域においては、下水道等都市機能の維持のために必要不可欠な施設の整備事業に着手した区域であるので、市民農園の認定の対象区域から除く。 ただし、都市計画施設のうち、公園緑地については、当該区域内に市民農園の開設を行う場合があるので、認定の対象区域から除かない。地下に設けられる都市計画施設に係る事業地についても同様に取り扱う。
3 都市計画法第12条第5項の規定により施行予定者が定められている都市計画に係る同法第4条第7項に規定する市街地開発事業(同法第12条第1項第5号に掲げるものを除く。)の施行区域	政令第3条第3号	・都市計画法第12条第5項及び第4条第7項	・都市計画課	左記の区域においては、当該施行予定者に対し、都市計画の告示後2年以内に市街地開発事業について事業認可の申請をすることが法律上義務付けられており、認可後、事業が着手されるので、市民農園の認定の対象区域から除く。
4 都市計画法第62条第1項の規定による告示又は新たな事業地の編入に係る同法第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による告示があった同法第4条第7項に規定する市街地開発事業(同法第12条第1項第1号、第5号及び第6号に掲げるものを除く。)に係る事業地の区域	政令第3条第4号	・都市計画法第62条第1項、第63条第2項及び第4条第7項	・都市計画課 ・市街地整備課	左記の区域は、住宅地造成公共公益施設の整備等の事業が行われている区域であり、全面買収方式による事業が実施されるので、市民農園の認定の対象区域から除く。 ただし、土地区画整理事業、住宅街区整備事業、新都市基盤整備事業の事業地の区域については、その大部分は宅地や公共施設として市街地とされるものであるが、事業地の一部を集合農地民有農地として残すことが考えられるので、これらの区域については、一般的には、認定の対象区域から除外しない。

<p>5 都市計画法第4条第8号に規定する市街地開発事業等予定区域(同法第12条の2第1項第3号に掲げるものを除く。)の区域</p>	<p>政令第3条第5号</p>	<p>・都市計画法第4条第8項</p>	<p>・都市計画課</p>	<p>左記の区域は、3年以内に都市計画を定め、それから2年以内に公的機関である施行予定者が都市計画事業の認可等の申請をすることになっており、5年以内に市街地開発事業等が実施されることになるので、市民農園の認定の対象区域から除外する。</p> <p>ただし、新都市基盤整備事業の予定区域については、4と同じ理由により認定の対象区域から除外されない。</p>
<p>6 表1の1に掲げる臨港地区等</p>	<p>留意通達第3の1の(1)</p>	<p>・港湾法</p>	<p>・港湾課</p>	
<p>7 表1の3に掲げる工場適地</p>	<p>留意通達第3の1の(2)</p>	<p>・工場立地法</p>	<p>・企業立地課</p>	
<p>8 表1の4に掲げる工業等導入地区</p>	<p>留意通達第3の1の(3)</p>	<p>・農村地域工業等導入促進法</p>	<p>・農地・農村振興課</p>	
<p>9 表1の8に掲げる保安林等の地区</p>		<p>・森林法</p>	<p>・森林課</p>	

表4-1 主な市民農園施設と他法令との関係(1) 市街化区域

市 街 化 区 域 (都 市 計 画 法)					
関 係 法 令		農 地 法 等		生 産 緑 地 法 等	都 市 計 画 法 等
農 地 部 分 (畦の概念の園路を含む)		特定農地貸付方式の場合、特定農地貸付法第3条第3項の承認があったものとみなす [市民農園整備促進法第11条第1号]		市町村が農園利用方式で開設しようとするため、農地に対する権利の移転・設定をする場合は、農地法第3条の許可を要する。	農 地 部 分 (畦の概念の園路を含む)
		園路(畦の概念のものを除く)			
市民農園施設	整備する施設	農地を転用する場合又は転用目的で権利の移転・設定をする場合は、農地法第4条第1項又は第5条第1項の許可があったものとみなす。(届出不要) [市民農園整備促進法第11条第2号、第3号]		生産緑地地区の指定区域において、市民農園のために必要な一定の施設を建築する場合は、市町村長の許可を要する。 [生産緑地法第8条第1項、第2項第1号～第5号] [生産緑地法施行令第4条第1号、第2号]	休 憩 施 設
		休 憩 施 設	休 憩 施 設		
		便 所	便 所		
		手洗い場、水飲み場その他給排水施設	手洗い場、水飲み場その他給排水施設		
		ごみ置場	ごみ置場		
		青空駐車場、駐輪場	青空駐車場、駐輪場		
	必要に応じて整備できる施設	農機具・農業用資材収納施設		設置しない	農機具・農業用資材収納施設
		温室、育苗施設等			温室、育苗施設等
		堆肥舎、種苗貯蔵施設等			堆肥舎、種苗貯蔵施設等
		更衣所			更衣所
		管理事務所、管理人詰所、管理用具置場、ごみ処理場			管理事務所、管理人詰所、管理用具置場、ごみ処理場
		農作業等講習施設			農作業等講習施設
		簡易宿泊施設			簡易宿泊施設
広 場		広 場			
掲示板、案内板、植栽、街灯、柵		掲示板、案内板、植栽、街頭、柵			

注:「特定農地貸付法」は、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」の略称

表4-2 主な市民農園施設と他法令との関係(2) 市街化調整区域

市街化調整区域(都市計画法)						
関係法令		農地法等		農振法等	都市計画法等	
農地部分 (畦の概念の園路を含む)		特定農地貸付方式の場合、特定農地貸付法第3条第3項の承認があったものとみなす。 [市民農園整備促進法第11条第1号]		農用地利用計画、農業用施設用地とされている必要があるため、当該用途区分が農業用施設用地以外のものである場合は、あらかじめ用途変更を行う。 なお、変更に係る土地が1haを超えない場合は軽微変更で足りる。	農地部分 (畦の概念の園路を含む)	
市民農園施設	整備する施設	園路(畦の概念のものを除く)	農地を転用する場合又は転用目的で権利の移転・設定をする場合は、農地法第4条第1項又は第5条第1項の許可があったものとみなす。 [市民農園整備促進法第11条第2号、第3号]			農用地利用計画、農業用施設用地とされている必要があるため、当該用途区分が農業用施設用地以外のものである場合は、あらかじめ用途変更を行う。 なお、変更に係る土地が1haを超えない場合は軽微変更で足りる。
		休憩施設		休憩施設		
		便所		便所		
		手洗い場、水飲み場その他給排水施設		手洗い場、水飲み場その他給排水施設		
		ごみ置場		ごみ置場		
		青空駐車場、駐輪場		青空駐車場、駐輪場		
	必要に応じて整備できる施設	農機具・農業用資材収納施設	農機具・農業用資材収納施設	農機具・農業用資材収納施設	農機具・農業用資材収納施設	農機具、農業用資材収納施設
		温室、育苗施設等				温室、育苗施設等
		堆肥舎、種苗貯蔵施設等				堆肥舎、種苗貯蔵施設等
		更衣所				更衣所
管理事務所、管理人詰所、管理用具置場、ごみ処理場	管理事務所、管理人詰所、管理用具置場、ごみ処理場	管理事務所、管理人詰所、管理用具置場、ごみ処理場	管理事務所、管理人詰所、管理用具置場、ごみ処理場	管理事務所、管理人詰所、管理用具置場、ごみ処理場		
広場	広場	広場	広場	広場		
掲示板、案内板、植栽、街灯、柵	掲示板、案内板、植栽、街灯、柵	掲示板、案内板、植栽、街灯、柵	掲示板、案内板、植栽、街灯、柵	掲示板、案内板、植栽、街灯、柵		
農作業等講習施設	農作業等講習施設	農作業等講習施設	農作業等講習施設	農作業等講習施設		
簡易宿泊施設	簡易宿泊施設	簡易宿泊施設	簡易宿泊施設	簡易宿泊施設		

注1: 都市計画法上の特例措置は法 34 条の立地基準について、開発審査会の議を不要としたものであり、開発許可等そのものは受ける必要があることから、都市計画法第33条及び同法施行令第36条第1項第1号及び第2号に規定する技術基準に適合する必要がある。

注2: 「特定農地貸付法」は、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」の略称

注3: 「農振法」は「農業振興地域の整備に関する法律」の略称

表4-3 主な市民農園施設と他法令との関係(3) 非線引き・都市計画区域外

非線引の区域・都市計画区域外(都市計画法)						
関係法令		農地法等		農振法等	都市計画法等	
農地部分 (畦の概念の園路を含む)		特定農地貸付方式の場合、特定農地貸付法第3条第3項の承認があったものとみなす。 [市民農園整備促進法第11号第1号]		市町村が農園利用方式で開設しようとするため、農地に対する権利の移転・設定をする場合は、農地法第3条の許可を要する。		
園路(畦の概念のものを除く)		農地を転用する場合は、農地法第3条の許可を要する。				
市民農園施設	整備する施設	休憩施設	農地を転用する場合は、農地法第4条第1項又は第5条第1項の許可があったものとみなす。 [市民農園整備促進法第11条第2号,第3号]	農用地利用計画上、農業用施設用地とされている必要があるため、当該用途区分が農業用施設用地以外のものである場合は、あらかじめ用途変更を行う。 なお、変更に係る土地が1haを超えない場合は軽微変更で足りる。	・非線引きの区域の場合 用途地域が定められている区域については、用途地域との適合性を要し、用途地域内外を問わず規制規模(1000㎡～3000㎡)以上の開発行為については許可を要す。 ・都市計画区域外の場合 規制規模(10,000㎡)以上の開発行為については、都市計画法の開発許可を要す。 規制規模(1,000㎡～5,000㎡)以上10,000㎡未満の開発行為については、宅地開発事業の基準に関する県条例の確認を要す。	
		便所				休憩施設
		手洗い場, 水飲み場その他給排水施設				便所
		ごみ置場				
		青空駐車場, 駐輪場				
		農機具・農業用資材収納施設				手洗い場, 水飲み場その他給排水施設
	必要に応じて整備できる施設	温室, 育苗施設等				農機具・農業用資材収納施設

	堆肥舎, 種苗貯蔵施設等				は, 都市計画法の開発許可を要し, 規制規模(1,000㎡~5,000㎡)以上 10,000㎡未満の開発行為については, 宅地開発事業の基準に関する県条例の確認を要す。	堆肥舎, 種苗貯蔵施設等
	更衣所				上記「休憩施設、便所」の取扱いと同様。	更衣所
	管理事務所, 管理人詰所, 管理用具置場, ごみ処理場					管理事務所, 管理人詰所, 管理用具置場, ごみ処理場
	広場 掲示板, 案内板, 植栽, 街灯, 柵					広場 掲示板, 案内板, 植栽, 街灯, 柵
	農作業等講習施設			農用地区域以外の区域である必要があるため(当該施設は農用地区域内に設置できない), あらかじめ農用地区域から除外する。	上記「休憩施設、便所」の取扱いと同様。	農作業等講習施設
	簡易宿泊施設					簡易宿泊施設

注1:「特定農地貸付法」は、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」の略称

注2:「農振法」は「農業振興地域の整備に関する法律」の略称

表5-1 市町村が市民農園の開設の認定をしようとする場合の調整事項

調整を要する事項	根拠条文等	関係法令	調整の相手方	備 考
1 都市計画法第4条第2項に規定する都市計画区域内において、市民農園の開設の認定をしようとする場合	運用通達第2の2の(1)	・都市計画法	・市町村都市計画担当部局 ・市町村都市公園担当部局	左記区域内に市民農園の開設の認定をしようとする場合は、地域地区等の土地利用の計画と調和するとともに、都市施設に係る事業及び市街地開発事業の支障とならないよう調整すること。
2-① 政令第3条に規定する区域以外の都市計画施設の区域内において、市民農園の開設の認定をしようとする場合 2-② 政令第3条に規定する区域以外の市街地開発事業施行区域内において、市民農園の開設の認定をしようとする場合 2-③ 促進区域、地区計画、地域地区等その他の都市計画に係る区域内において、市民農園の開設の認定をしようとする場合	運用通達第5の1	・都市計画法	・市町村都市計画担当部局 ・市町村都市公園担当部局	左記区域内において、市民農園の開設の認定をしようとする場合は、事業着手の見通し、事業施行の障害となる可能性、当該都市計画の目的等を勘案して、基本方針に定める都市計画との調和が保たれるよう調整する。
3 農業振興地域の整備に関する法律第6条の農業振興地域内において、市民農園の開設の認定をしようとする場合、特に同法第8条第2項第1号に規定する農用地区域内において市民農園の開設の認定をしようとする場合	運用通達第2の2の(2)及び第5の4の(6)	・農業振興地域の整備に関する法律	・市町村農振担当部局	農用地区域内に市民農園を設置する場合には、当該市民農園の整備内容が農業振興地域の整備に関する法律第10条第3項の農用地利用計画に即したものであること。
4 市民農園周辺の道路における危険の防止、道路交通に起因する障害の防止、その他交通の安全と円滑化について	留意通達第3の2	・道路交通法等	・所轄警察署	調整の相手方に指定する旨を通知し、相手方から調整の申し入れがあった場合に行う。 市民農園の開設に伴い、道路整備計画等がある場合には、別途道路法第95条の2による協議を行う必要がある。
5-① 市民農園区域周辺の道路の整備状況について(市町村道等(政令市にあっては県道及び指定区間外の一般国道を含む。))の場合 5-② 市民農園区域周辺の道路の整備状況について(県道及び指定区間外の一般国道等(政令市管理道路を除く。))の場合	留意通達第3の4	・道路法等	①市町村道路管理担当部局 ②管轄土木事務所	調整の相手方に指定する旨を通知し、相手方から調整の申し入れがあった場合に行う。
6-① 個人が施行者である土地区画整理事業の施行区域内の土地について、市民農園の開設の認定をしようとする場合 6-② 土地区画整理組が施行者である土地区画整理事業の施行区域内の土地について、市民農園の開設の認定をしようとする場合 6-③ 市町村が施行者である土地区画整理事業の施行区域内の土地について、市民農園の開設の認定をしようとする場合 6-④ 市町村長又は市のみが設立した地方住宅供給公社が施行者である土地区画整理事業の施行区域内の土地について、市民農園の開設の認定をしようとする場合	留意通達第3の5	・土地区画整理法	・市町村土地区画整理事業担当部局	

<p>7-① 市街化区域内で規制規模以上の開発行為を行う場合</p> <p>7-② 市街化調整区域内で開発行為若しくは建築行為を行う場合</p> <p>7-③ 市街化区域、市街化調整区域に関する都市計画が定められていない都市計画区域及び準都市計画区域内で規制規模以上の開発行為を行う場合</p> <p>7-④ 都市計画区域外で規制規模以上の開発行為を行う場合</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法 ・宅地開発事業の基準に関する条例 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村開発担当部局 ・管轄土木事務所 	<p>①から④の区域の別に応じて、別途都市計画法第29条又は第43条の許可、若しくは宅地開発事業の基準に関する条例第7条の確認を受けなければならない。(適用除外となる農業用施設は除く。)</p>
<p>8 建築基準法第2条第1号の建築物を建築する場合</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村建築基準法担当部局又は土木事務所 	<p>別途、建築基準法第6条の確認を受けなければならない。(建築場所、建築物の用途及び規模によっては不要の場合がある。)</p>

注1: 上図は、市町村が行う原則的な調整事項を示したものであり、必ずしも上記1から8に限定されるものではない。個々の申請内容によりその他の調整事項もあるものと考えられる。

注2: 上図は、市町村が調整を行う事項を掲げたものであり、この調整を経たからといって、それぞれの法令等による許可等の手続きが済むわけではなく、申請者は別途許可等の手続きを行う必要がある。

表5-2 都道府県が市民農園の開設の認定に係る同意をしようとする場合の調整事項

調整を要する事項	根拠条文等	関係法令	調整の相手方	備 考
1 都市計画法第4条第2項に規定する都市計画区域内において、市民農園の開設の認定に係る同意をしようとする場合	運用通達第2の2の(1)	・都市計画法	・都市計画課	左記区域内に市民農園の開設の認定に係る同意をしようとする場合は、地域地区等の土地利用の計画と調和するとともに、都市施設に係る事業及び市街地開発事業の支障とならないよう調整すること。
2 農業振興地域の整備に関する法律第6条の農業振興地域内において、市民農園の開設の認定に係る同意をしようとする場合、特に同法第8条第2項第1号に規定する農用地区域内において、市民農園の開設の認定に係る同意をしようとする場合	運用通達第2の2の(2)及び第5の4の(6)	・農業振興地域の整備に関する法律	・農地・農村振興課	農用地区域内に市民農園を設置する場合には、当該市民農園の整備内容が農業振興地域の整備に関する法律第10条第3項の農用地利用計画に即したものであること。
3 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第2条第1項各号に掲げる営業が市民農園において営まれる場合	留意通達第3の3	・生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律	・衛生指導課	
4 市民農園周辺の道路の整備状況について(指定区間内の一般国道等の場合)	留意通達第3の4	・道路法等	・当該道路管理者	調整の相手方に指定する旨を通知し、相手方から調整の申し入れがあった場合に行う。
5-① 国土交通大臣が施行者である土地区画整理事業の施行区域内の土地について、市民農園の開設の認定に係る同意をしようとする場合 5-② 独立行政法人都市再生機構が施行者である土地区画整理事業の施行区域内の土地について、市民農園の開設の認定に係る同意をしようとする場合 5-③ 都道府県が施行者である土地区画整理事業の施行区域内の土地について、市民農園の開設の認定に係る同意をしようとする場合 5-④ 都道府県知事又は地方住宅供給公社(市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。)が施行者である土地区画整理事業の施行区域内の土地について、市民農園の開設の認定に係る同意をしようとする場合	留意通達第3の5	・土地区画整理法	・国土交通省都市整備局市街地整備課 ・独立行政法人都市再生機構 ・市街地整備課	
6-① 市街化区域内で規制規模以上の開発行為を行う場合 6-② 市街化調整区域内で開発行為若しくは建築行為を行う場合 6-③ 市街化区域、市街化調整区域に関する都市計画が定められていない都市計画区域及び準都市計画区域内で規制規模以上の開発行為を行う場合 6-④ 都市計画区域外で規制規模以上の開発行為を行う場合		・都市計画法 ・宅地開発事業の基準に関する条例	・都市計画課	①から④の区域の別に応じて、別途都市計画法第29条又は第43条の許可、若しくは宅地開発事業の基準に関する条例第7条の確認を受けなければならない。(適用除外となる農業用施設は除く。)
7 建築基準法第2条第1号の建築物を建築する場合		・建築基準法	・建築指導課	別途、建築基準法第6条の確認を受けなければならない。(建築場所、建築物の用途及び規模によっては不要の場合がある。)

8-① 自然公園法第20条第3項及び第33条の規定による行為を行う場合 8-② 千葉県立自然公園条例第19条第1項及び第20条第1項の規定による行為を行う場合 8-③ 千葉県自然環境保全条例第9条第4項, 同第11条第1項, 同第18条第1項及び第23条第1項の規定による行為を行う場合		・自然公園法 ・千葉県立自然公園条例 ・千葉県自然環境保全条例	・自然保護課	左記の各種行為を行う場合には、原則として許可又は届出が必要である。 また、建築物を建設する場合には、「千葉県自然公園等における建築物等の建設に係る指導要綱」が原則として適用される。
---	--	---------------------------------------	--------	---

注1: 上図は、知事が行う原則的な調整事項を示したものであり、必ずしも上記1から8に限定されるものではない。個々の申請内容によりその他の調整事項もあるものと考えられる。

注2: 上図は、知事が調整を行う事項を掲げたものであり、この調整を経たからといって、それぞれの法令等による許可等の手続きが済むわけではなく、申請者は別途許可等の手続きを行う必要がある。